

藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金交付要綱

制定 令和4年3月31日

改正 令和5年3月31日

改正 令和6年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得し、幼稚園等に就職した者に対し、経済的支援をすることにより、幼稚園等における人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内において藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園等

法人又は個人が運営する次に掲げる施設のうち、藤沢市内に設置されている施設をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づく認可を受けた幼稚園

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定に基づく認定を受けた幼稚園型認定こども園

(2) 幼稚園教諭免許

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき授与される幼稚園教諭としての免許状をいう。

(3) 保育士資格

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき保育士証を交付されることにより取得する資格をいう。

(4) 常勤職員

幼稚園等の設置者等と期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、幼稚園等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務する者をいう。

(5) 奨学金

幼稚園教諭免許又は保育士資格の取得を目的として就学した大学、短期大学、又は専門学校等において、就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、

申請者本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの

イ ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、市長がアに準じると認めたもの

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 奨学金を利用して幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得した者。

(2) 幼稚園等の常勤職員として新規雇用された日から起算して7年以内の者。

(3) 自ら奨学金を返済している者。

(4) 現に藤沢市内に住所を有する者。

(5) 過去にこの補助金、又は「藤沢市保育士奨学金返済補助金」の交付を受けたことがない者。ただし、前年度以前に補助金の交付を受けた者が、前年度と同じ幼稚園等の設置者等に引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行う場合を除く。

(6) 補助金の交付を受けようとする期間において、この補助金の交付対象となる奨学金を対象とした類似の補助金等を受けていない者。

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の奨学金返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1年度につき20万円を限度とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間は、補助対象者が第3条各号に掲げる全ての要件に該当することとなった日の属する月から当該年度末までとする。

2 補助金の交付を受けた者が、次年度以降に継続して申請を行う場合には、補助開始月から60か月を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金交付申請書兼返済計画書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

(1) 雇用証明書（第2号様式）

(2) 幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し

(3) 住民票の写し（マイナンバーの記載がなく、申請日前3か月以内に取得したもの）

(4) 補助対象者が奨学金を借り受けていることを証明する書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金の額又は奨学金の返済計画等に変更が生じる場合には、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金変更承認申請書（第4号様式）に当該変更に係る必要書類を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請を受けたときは、審査のうえ、その承認の可否を決定し、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金変更承認・不承認決定通知書（第5号様式）により当該申請者へ通知するものとする。

(事業完了届)

第9条 交付決定者及び前条第2項に規定する補助金の変更承認決定を受けた者（以下「変更承認決定者」という。）は、事業の完了後、市長が定める期日までに藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金事業完了届（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 在職証明書（第7号様式）

(2) 奨学金を返済したことを証明する書類

(3) 市内転居、氏の変更等（補助金額に影響しない場合）があった場合に証明する書類

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者及び変更承認決定者は、前条に規定する事業完了届の提出後、市長が定める期日までに、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金請求書兼口座振込依頼書（第8号様式）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、適正な請求であることを確認したうえで、補助金を交付する。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、幼稚園等に継続して勤務するように努めるとともに、市内に住所を有し、教育・保育の質の向上のため、自己研鑽に努めなければならない。

(届出の義務)

第12条 交付決定者及び変更交付決定者は、雇用された日から起算して1年を経過する前に幼稚園等を退職したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者及び変更承認決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び変更承認決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の規定に該当したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び変更承認決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年4月1日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金 （教育支援費及び就学支度費）
母子父子寡婦福祉資金貸付金